

平成 25 年 9 月 20 日  
 平成 26 年 2 月 14 日改定  
 平成 26 年 5 月 23 日改定  
 平成 26 年 11 月 14 日改定  
 平成 27 年 1 月 30 日改定  
 平成 27 年 4 月 17 日改定  
 平成 27 年 6 月 26 日改定  
 平成 28 年 3 月 4 日改定  
 平成 28 年 7 月 22 日改定  
 平成 30 年 3 月 30 日改定  
 福 島 県  
 二 本 松 市  
 浪 江 町  
 復 興 庁

## 長期避難者等の生活拠点の形成に向けた取組 《二本松市-浪江町》

### 1. 避難者等の受け入れの状況

＜避難者の受け入れ（平成 25 年 9 月 5 日時点）＞

- ・二本松市において、油井の安達運動場など市内 11 か所に設置された仮設住宅、借上げ住宅等に約 3,000 人が生活。
- ・主な避難元市町村の内訳は、浪江町が約 2,600 人、南相馬市が約 130 人。

※ 避難者数については、応急仮設住宅の入居者数（福島県調べ）によるものであり、原発避難者特例法に基づく届出者数とは一致しない

【応急仮設住宅（建設分）の状況】

入居市町村	所在地(団地名)	設置戸数
浪江町	郭内(郭内公園)	100
	中ノ目(塩沢農村広場)	98
	油井(安達運動場)	244
	三保内(岳下住民センター)	64
	赤井沢(旧平石小学校)	82
	安達ヶ原(建設技術学院跡)	30
	西町(杉田住民センター)	33
	西勝田(杉内多目的運動広場)	234
	永田(永田農村広場)	54
	七ツ段(杉田農村広場)	64
	太子堂(大平農村広場)	66
計		1,069

【応急仮設住宅（民間賃貸住宅分）の状況】

市町村	入居戸数	
福島市	1	
田村市	1	
南相馬市	51	
川俣町	26	
飯館村	27	
大熊町	13	
富岡町	11	
浪江町	382	
檜葉町	13	
葛尾村	2	
双葉町	24	
計		551

＜公共施設等の受け入れ＞

- ・二本松市北トロミに浪江町役場二本松事務所を設置。また、浪江町立浪江小学校・町立津島小学校（町立浪江小学校に併設）、町立浪江中学校、町立診療所も二本松市内に設置。

## 2. 生活拠点の形成に向けた取組

### (1) 復興公営住宅

- ・長期避難を余儀なくされる方に、避難生活を安心して過ごしていただくためには、仮設住宅等から早期に安定的な居住・生活環境に移っていただくことが重要。
- ・二本松市における復興公営住宅について、「第二次福島県復興公営住宅整備計画（平成25年12月）」及びその後の住民意向調査の結果等に基づき346戸を整備。
- ・入居者、周辺の避難者及び地域の住民が交流できる場として、集会所等を整備し、コミュニティの維持・形成のためのハード整備を実施。
- ・避難者等に復興公営住宅に関する理解を深め、入居にあたっての参考にしてもらうため、住宅の先行展示施設を郡山市（平成28年1月閉所）及びいわき市（平成28年12月閉所）に設置。

#### 【復興公営住宅の整備】

所在地(団地名)	整備主体	戸数	住居形態	入居開始
二本松市油井(油井) (根柄山団地)	県	70戸	戸建住宅	H28.10.1
二本松市油井(油井2) (石倉団地)	県	167戸	集合住宅	H28.11.1
		33戸	集合住宅	H29.9.1
二本松市表(表) (表団地)	県	44戸	集合住宅	H29.7.1
二本松市若宮(若宮) (若宮団地)	県	32戸	集合住宅	H29.7.1
計		346戸		

#### <募集方法について>

- ・団地ごとの避難元市町村の入居戸数の割振りを基本とし、現に避難指示を受けている居住制限者のみを対象とした募集を複数回実施してもなお空き住戸があることから、避難指示が解除された区域の方（旧居住制限者）も募集対象に加えることが、平成29年8月に開催された「新生ふくしま復興推進本部会議」において決定。これに伴い、平成30年1月定期募集から、県北地区の団地において旧居住制限者も対象に加え募集。
- ・すべての棟の1階部分に「優先住宅」を設け、優先世帯（高齢者(65歳以上)、障がい者または要介護者を含む世帯）に該当する方のみが申込み可能。
- ・「優先住宅」へ申込みをする方は、その棟に限り、一般住宅の抽選にも参加可能。
- ・1世帯で申し込む「個別申込み」のほか、複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能。
- ・子育て等世帯（募集開始日現在18歳未満の子又は妊婦を含む世帯）については、一般住宅の抽選において当選確率を5割増しに設定。

### (2) 役場機能

- ・浪江町においては、二本松市内の避難者に対する行政サービスの拠点として、当面の間、次の役場機能を維持。

〔浪江町〕 二本松事務所（所在地：二本松市北トロミ573番地）

### (3) 関連基盤

#### <教育機関>

- ・浪江町立小中学校については、二本松市立の小中学校に通っている浪江町の児童・生徒の方が多く現状も踏まえ、継続的に状況を把握。

#### <医療機関、介護サービス>

- ・二本松市内の医療機関については、基本的には既存施設を利用。
- ・二本松市内の仮設住宅で運営していた浪江町立診療所については、油井2地区の復興公営住宅に併設し、診療所の機能移転に伴う整備を実施。
- ・二本松市内の介護サービスについても、基本的には既存施設を利用。

#### <生活サポート施設>

- ・油井地区及び油井2地区の復興公営住宅に併設し、高齢者サポート拠点の整備を実施。

#### <道路整備>

- ・油井2地区の復興公営住宅整備に伴い、県道二本松安達線の道路改良等を実施。
- ・表地区の復興公営住宅整備に伴い、市道浮内細野線外1線の道路改良等を実施。

### (4) コミュニティの維持・形成に向けた取組

#### <募集方法について>

- ・複数世帯のグループで申し込む「グループ申込み」の選択も可能とし、団地内のコミュニティの維持・形成を図る。

#### <コミュニティ交流員の配置>

- ・生活拠点におけるコミュニティの維持・形成を図るため、復興公営住宅入居者同士、避難者及び地域住民との交流活動等の支援を行うコミュニティ交流員を配置し、団地自治会の設立、活動計画の策定補助、交流会の企画・運営及び地域との関係構築のサポート等を実施。

#### 【コミュニティ交流員の配置時期】

所在地	配置時期
二本松市油井(油井)(根柄山団地)	H28.9~
二本松市油井(油井2)(石倉団地)	H28.10~
二本松市表(表)(表団地)	H29.6~
二本松市若宮(若宮)(若宮団地)	H29.6~

#### 【コミュニティ交流員の配置(予定)人数】

H26年度末	H27年度末	H28年度末	H29年度末	H30年度末
—	—	14名	21名	21名

※二本松市、福島市、桑折町、川俣町は、福島拠点の交流員が担当。

## 3. 生活拠点の形成に関連した諸制度

### (1) 届出避難場所証明

- ・長期にわたる避難生活において、民間契約等の際に避難者とその避難場所について証明することを求められる事例があるとの意見等を踏まえ、平成24年12月19日、総務省から避難場所に関する証明の発行について「届出避難場所証明事務処理要領」に係

る通知を発出。

- ・当通知を踏まえ、各避難元市町村では、申請者に対し届出避難場所証明書発行事務を実施しており、浪江町は平成 25 年 3 月から発行を開始。

**【届出避難場所証明書の各市町村における発行開始日】**

市町村	発行開始日	市町村	発行開始日
いわき市	H25.2.1～	川内村	H25.4.1～
田村市	H25.2.15～	大熊町	H25.3.1～
南相馬市	H25.2.15～	双葉町	H25.2.1～
川俣町	H25.2.12～	浪江町	H25.3.1～
広野町	H25.2.15～	葛尾村	H25.2.1～
楡葉町	H25.4.1～	飯館村	H25.2.15～
富岡町	H25.4.1～		

**(2) 避難者の受け入れに伴う財政負担**

- ・平成 27 年度までは、東日本大震災前の平成 22 年国勢調査人口を基に普通交付税の算定を行ってきたため、原発避難者特例法による受入市町村の避難者への行政サービスに係る特例事務等の実施に関して新たに生じる財政上の負担に対し、特別交付税による財政措置が講じられてきた。
- ・平成 28 年度からは、平成 27 年国勢調査人口を基に、受け入れた避難者分を含め、普通交付税による財政措置を講じることにより、避難者を受入れている自治体に対して適切に財政措置が講じられている。